# 市川市放射線量低減の取り組みに係る基本方針

(平成24年10月31日改定)

市川市

平成23年9月2日に策定した「市川市放射線量低減の取り組みに係る基本方針」(以下「基本方針」という。)に掲げた「1年後を目途に、追加被ばく線量を1mSv/年以下にすること」とする目標を低減対策の実施により達成したことから、基本方針を一部改定するものです。

## 1. 現状

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が放出され、その影響が本市を含む東葛飾地域にも及びました。そこで本市では、平成23年5月末から、空間放射線量の定点測定を実施すると共に、市内の小・中学校の校庭、幼稚園や保育園の園庭、公園などにおける空間放射線量の測定を継続して実施し、比較的線量の高い施設については、低減対策を施したことで、現在、空間放射線量は、基本方針で定めた低減対策を行う目安値0.23 μ Sv/時未満となっています。

# 2. これまでの取り組み

本市では、基本方針に基づき、「市川市放射線量低減実施計画」を策定し、小・中学校、幼稚園、保育園、公園などのこども関連施設を中心に、外部被ばくの低減対策として側溝清掃、砂場の管理、草刈りや樹木の剪定などを実施し、施設内の空間放射線量の低減に努めてきました。

これらの取り組みの結果、平成24年8月末現在で、市の施設約1,000箇所すべてで、目安値である $0.23 \mu$  Sv/時未満となっています。また、子どもが長時間過ごす小・中学校・特別支援学校、幼稚園、保育園では、全ての施設でより厳しい $0.19 \mu$  Sv/時未満となっています。

これらの低減対策に加えて、食品を摂取することに伴って生じる内部被ばくについて、市内産農産物や小・中学校、保育園等で提供される給食の検査を実施し、不安解消に努めてきました。

また、広報紙等を通じて、市内の空間放射線量の情報提供に努めるとともに、放射線や放射能に関する正しい知識の普及のため、講演会の開催などの啓発活動を行ってきました。併せて、身近な場所の空間放射線量を知り、放射線に関する見えない不安を減らすため、平成23年12月から各自治(町)会に、平成24年2月から市民個人に簡易測定器の貸し出しを行ってきました。

#### 3. 今後の方針

追加被ばく線量 1mSv/年以下を維持していきます。

#### 4. 今後の取り組み

国の原子力災害対策本部が平成23年8月26日に決定した「除染に関する緊急実施基本方針」では、除染の進め方の「基本的考え方」が示されるとともに、「線量の水準に応じた地域別の対応」が示されました。

これによると、本市のように地域の推定年間追加被ばく線量が概ね1mSv 以下の地域は、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰(ウェザリング効果)などを勘案すると、基本的に市町村単位での面的な除染が必要な線量の水準ではない地域と

なります。

しかし、そのような地域でも側溝や雨樋など局所的に高線量を示す箇所があるため、内閣府、文部科学省及び環境省は、平成23年10月21日に「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」を取りまとめ、対策を進めることとしています。

また、食品を摂取することに伴って生じる内部被ばくについて、厚生労働省は、平成 24年4月1日に、これまでの食品中の放射性物質に関する暫定規制値を改め、新たな基 準値を適用し、より一層、食品の安全・安心を確保するとしています。

そこで、本市では、これまでの取り組みや放射性物質に関する情勢を受けて、次のとおり放射線量の低減等に取り組んでいきます。

- ①市の施設について、引き続き測定を実施するとともに局所的に比較的高い空間放射線量を示すおそれのある箇所の低減対策に取り組みます。
- ②内部被ばくに対する取り組みとして、市内産農産物等の検査を引き続き実施していきます。
- ③市民の放射性物質による不安を解消するため、空間放射線量等の情報提供や放射線・ 放射能に関する正しい知識の普及・啓発に努めていきます。

なお、市内の国、県などが管理する公的施設や私立の学校、幼稚園などについては、基本方針に沿った取り組みを要請するとともに、低減対策等に関する相談に応じていきます。

## 低減等への取組内容

- ・側溝の清掃 ・排水桝の清掃 ・砂場の管理 ・雑草の除去 ・芝生の刈り込み
- ・落ち葉の除去 ・常緑樹の剪定 ・雨樋下等の土壌の除去 ・市内産農産物等の検査
- ・学校等で提供される給食の検査 ・市民への簡易測定器の貸し出し及び助言 など

#### 低減対策を行う目安値 0.23 μ Sv/時以上(地表面から50cm 又は1 mの高さ)

|算定式| 0.19  $\mu$  Sv/時 (A) + 0.04  $\mu$  Sv/時 (B) = 0.23  $\mu$  Sv/時

※上記の算定式は、追加被ばく線量(A)に自然放射線量(B)を加えたものです。 それぞれの考え方は下記の通りです。

(A) 追加被ばく線量の時間値への換算 1 mSv/年  $\rightarrow$  0.19  $\mu$  Sv/時

**換算式** {(0. 19  $\mu$  Sv/時×8 時間) + (0. 19  $\mu$  Sv/時×0. 4×16 時間)}=2. 736  $\mu$  Sv/日×365 日 =998. 64  $\mu$  Sv/年<1 mSv/年(1,000  $\mu$  Sv)

- ※1日(24時間)の生活で、屋外で8時間、屋内で16時間を過ごすと仮定。
- ※屋内(木造)における放射線量は、屋外の数値に0.4を乗じた値。

#### (B) 自然放射線量

- 0.04 μ Sv/時の考え方
- ※自然界にもともと存在した、大地からの放射線は 0.04 μ Sv/時 (原子力安全研究協会「生活環境放射線」平成 4 年)